

「法政大学地理学会論文賞」の設置について

2011年度から地理学科との共催で実施してきた法政大学地理学術大会が2020年度以降は開催されていないことにより、本大会で行なっていた最優秀卒業論文に授与する「法政大学地理学会 学会賞」（以下、学会賞とする）授与は実施していない。そのため、今後の学会賞のあり方について常任委員会において検討した結果、「法政地理」に投稿した論文の著者のうち会員を対象に「法政大学地理学会 論文賞」（以下、論文賞とする）として授与することとした。この授与に際しては、法政大学地理学会副会長を委員長とする授与選考委員会を立ち上げて審査し、2023年度（「法政地理」55号対象）から実施する。論文賞の授与については「法政大学地理学会論文賞 選考規程」による。

「法政大学地理学会論文賞」選考規程

2023年2月1日制定

（目的）

第1条 法政大学地理学会は、本学会に属する会員による優れた論文を表彰するために、法政大学地理学会論文賞を設ける。

（受賞対象者）

第2条 受賞対象者は本学会会員に限る。

（選考委員会）

- 第3条 選考委員長は法政大学地理学会副会長とし、委員会定数は5名以内とする。
2. 選考委員長は当該年度の総会后すみやかに選考委員を選出（内1名を副委員長）し、会長に報告する。
 3. 法政大学地理学会の常任委員は選考委員を兼任できる。

（候補論文の範囲）

第4条 過去2年の「法政地理」に掲載された論説を候補論文とする。

（選考方法）

- 第5条 選考委員会は候補論文を①独創性、②学術上の寄与、③論文の完成度の観点から評価し、受賞論文を決定する。
2. 受賞論文数に制限はない。
 3. 選考委員が候補論文の第一著者または共著者の場合、当該選考委員は当該論文の

評価は行わない。

4. 選考委員会は、候補論文の中から論文賞と受賞対象者を選考し、評議員会に報告する。
5. 受賞者は評議員会において決定される。

(表彰)

第 6 条 会長は総会において受賞者に対して賞状を贈呈し、これを表彰する。

附則 本規程は、2023 年 4 月 1 日から施行する